搭載前人工衛星等の適合認定に関する
ガイドライン（案）

令和９年●月●日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	令和９年●月●日	新規制定

目次

1. はじめに 2
2. 準拠文書 3
3. 用語の定義 3
4. 適用対象 5
5. プロセス概要（申請～認定） 5
5.1. 申請プロセス 5
5.2. 申請者 6
5.3. 標準処理期間 6
6. 搭載前人工衛星等の適合認定 7
6.1. 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み 8
6.2. 飛散防止の仕組み 9
6.3. 異常時の破砕防止の仕組み 10
6.4. 地球落下時の第三者損害防止の仕組み 12
6.5. 地球外物質導入による地球環境悪化防止の仕組み 13
6.6. 他の天体の有害な汚染防止の仕組み 14
7. 変更の認定等 15
7.1. 変更の認定の申請 16
7.1.1. 変更の認定の申請の対象 16
7.1.2. 変更の認定の申請の具体的な例 16
7.2. 変更の届出 16
7.2.1. 変更の届出の対象 16
7.2.2. 変更の届出の具体的な例 16
8. 本ガイドラインの見直し 16

1. はじめに

2026 年の法改正により、法律の目的が「人工衛星等の打上げ」から「宇宙ロケットの打上げ」へと変更された。これに伴い、宇宙ロケット打上げの許可を取得する際には、打上げに用いられる人工衛星等の構造が法令に適合していることについて審査を受ける必要がある。

特定人工衛星については、「特定人工衛星の管理に係る許可」の審査において当該適合性が確認されるため、当該許可を取得した場合は、当該許可を受けたことを証する書面を宇宙ロケット打上げ許可の申請書類に添付することとなる。

一方、特定人工衛星以外の人工衛星等については、従来は事前に適合性の審査を受ける制度が存在しなかった。このため、新たに「搭載前人工衛星等の適合認定」の制度を設け、その適合認定を受けた場合は、その適合認定番号を宇宙ロケット打上げ許可の申請書類に記載することとした。搭載前人工衛星等について、適合認定制度を設けた理由は、以下のとおりである。

① 当該審査の結果が、宇宙ロケットの打上げに係る許可の申請を行う前に判明するため、宇宙ロケットの打上げに係る許可の審査結果の予見可能性が向上すること。

② 人工衛星等が適合認定を受けている場合には、宇宙ロケットの打上げに係る許可の申請を行う際に、申請書に適合認定番号を記載することで（法第４条第５項）、当該申請に係る人工衛星等が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合するか否かの審査を省略できることにより（法第６条第４号ロ）、宇宙ロケットの打上げに係る許可の審査について、その一部を省略できること。

③ 宇宙ロケットの打上げに係る許可の申請者と搭載前人工衛星等の所有権その他の管理の権原を有する者とが異なる場合は、後者の方が搭載前人工衛星等の構造に精通しているため、搭載前人工衛星等の構造の審査について後者が対応する方が合理的であること。

④ 搭載前人工衛星等の構造に係る人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しているかどうかの審査は、搭載前人工衛星等が宇宙空間の有害な汚染等を生じさせるものでないこと（宇宙空間探査等条約第９条）及び搭載前人工衛星等の落下等により公共の安全に対する危険が生じるものでないことを審査するものであり、宇宙ロケットそのものに係る審査とは独立して行い得ること。

なお、搭載前人工衛星等の適合認定を受けることなく、宇宙ロケット打上げ許可の申請手続の中で、当該人工衛星等の構造に関する審査を受けることも可能であるものの、搭載前人工衛星等の適合認定を取得することを推奨する。

人工衛星等の構造については宇宙ロケットの打上げに係る許可に関するガイドライン 6.4.2 項も併せて参照すること。

本ガイドラインは、「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」において定められた搭載前人工衛星等（特定人工衛星を除く。）

の適合認定に関する審査基準について、その適合性を審査するための要領を示すとともに、申請者に対しては当該審査基準に適合するための考え方や具体的手段の一例を示すものである。なお、十分な根拠を示すことにより、本ガイドラインの記載以外の方法による適合方法も許容される。

本ガイドラインの制定にあたっては、国内外の基準等（ISO、IADC ガイドライン、FAA の基準等）を参考とした。

なお、内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「事務局」という。）が策定する本ガイドラインに関連するガイドライン等（「軌道上サービスを実施する特定人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」、「人工衛星等との衝突防止に係るガイドライン」等）についても、適宜参照すること。

2. 準拠文書

準拠文書は、申請時点における最新版を使用すること。

(1) 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
(2) 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）
(3) 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間

3. 用語の定義

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の用語・略語は下記を意味するものとする。

・法

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）

・規則

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）

・審査基準

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間

・宇宙ロケット

地球から発射するロケットであって、発射した場合に地球を回る軌道若しくはその外又は地球以外の天体に達する推力を有するもの（法第２条第２号）

・人工衛星

宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用するもの（法第２条第３号）

・人工衛星等

人工衛星及び人工衛星以外の宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置するもの（法第２条第４号）

・特定人工衛星

人工衛星のうち、その位置、姿勢及び状態を制御することができるもの（法第２条第７号）

・搭載前人工衛星等

人工衛星等（特定人工衛星を除く。）であって、宇宙ロケットに搭載する前のもの（法第２条第８号）

・低軌道保護域

地球表面から 2,000km の高度までの球状領域

・静止軌道保護域

以下で定義される球殻の一区画

- 下限高度 = 静止高度（およそ 35,786km）より 200km 低い高度
- 上限高度 = 静止高度より 200km 高い高度
- -15 度 ≤ 緯度 ≤ +15 度

・傷害予測数（Ec：Expected Casualties）

落下物との接触等により人命又は人体機能の長期低下若しくは喪失に関わる重大な被害を与える人数の確率的推定値

・有人宇宙船等

軌道上の宇宙ステーション及び有人宇宙船

・事務局

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

・COSPAR（Committee on Space Research）
国際宇宙空間研究委員会

・IADC（Inter-Agency Space Debris Coordination Committee）
国際機関間スペースデブリ調整委員会

・ISO（International Organization for Standardization）
国際標準化機構

・FAA（Federal Aviation Administration）
米国連邦航空局

・CSpOC（Combined Space Operations Center）
連合宇宙運用センター

4. 適用対象

搭載前人工衛星等の適合認定を受けようとする者は、その構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合している場合は、適合認定を受けることができる。本ガイドラインは、当該適合認定について適用する。

なお、この適合認定を受けようとする者は、搭載前人工衛星等を打ち上げるための宇宙ロケットの打上げを行う者又は搭載前人工衛星等の打上げを委託しようとする者と同一である必要はないものの、搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者である必要がある（法第18条の２第１項）。

本ガイドラインの適用対象となるのは、特定人工衛星を除く人工衛星等（すなわち、位置、姿勢又は状態を制御することができない人工衛星等）であって、宇宙ロケットに搭載する前のものである。例えば、モニュメント、レーザー測距反射器、状態監視のみ行う制御の無い人工衛星、ダミーペイロード等が通常これに該当する。適用対象の該非を明確に判断できない場合は、事前に事務局への相談を推奨する。

5. プロセス概要（申請～認定）

5.1. 申請プロセス

具体的な申請プロセス等については、「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に関する申請マニュアル」を参照すること。

申請者は、申請後の手戻り等を避けるため、申請の検討段階から希望する打上げ時期に十

分な余裕をもって事務局と事前調整することが望ましい。また、搭載前人工衛星等の適合認定に関する審査基準に関して、本ガイドライン以外の適合するための考え方や具体的手段を申請者が提案しようとする場合には、当該提案について事前調整を行うことが望ましい。

なお、事務局職員は、審査を円滑に行うことを目的として、必要に応じて申請者の事業所等に立ち入り、確認等を実施することがある。

5.2. 申請者

搭載前人工衛星等の適合認定の申請は、１つの申請に対して１者が行うものとする。

5.3. 標準処理期間

15 日～3 箇月

標準処理期間は、申請書類の不備がない場合の、申請が行政庁の事務所（事務局の事務所）に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である。なお、事務局と事前調整すれば、実際の処理期間は短縮される可能性がある。

申請及び事前の相談は随時受付可能である。申請者は搭載前人工衛星等を搭載予定の宇宙ロケットの希望する打上げ時期に十分な余裕をもって申請を行うこと。事前相談の開始時期が判断できない場合は、事前に事務局への相談を推奨する。

6. 搭載前人工衛星等の適合認定

法第四条（許可）

2　前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

五　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載するかどうかの別及び宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次に掲げる事項

へ　それぞれの人工衛星等（国及び締約国外国政府（宇宙空間探査等条約の締約国である外国の政府をいう。第五項及び第六条第四号ロにおいて同じ。）の人工衛星等を除く。）の構造

5　第二項の申請書に宇宙ロケットに搭載する人工衛星等の全部又は一部について第十八条の二第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載し、又は第二十条第一項の許可を受けたことを証する書面若しくは締約国外国政府が監督することを証する書面を添付するときは、第二項の規定にかかわらず、その記載又は添付に係る人工衛星等については同項第五号へに掲げる事項を記載することを要しない。

法第六条（許可の基準）

四　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

ロ　当該人工衛星等（国及び締約国外国政府の人工衛星等並びに第四条第五項の規定による記載又は添付に係る人工衛星等を除く。）の構造が、その人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の当該構造を宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（以下「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとするための基準として人工衛星等の投入先又は配置先を勘案して内閣府令で定める基準（以下「人工衛星等汚染等防止・安全基準」という。）に適合するものであること。

法第十八条の二（適合認定）

内閣総理大臣は、搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、当該搭載前人工衛星等について適合認定を行う。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請があったときは、その申請に係る搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

6.1. 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

一　人工衛星等を構成する機器若しくは部品を分離するもの又は人工衛星等を宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの若しくは他の人工衛星等に結合するものにあっては、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさない仕組みが講じられていること。

審査基準

1　分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み（規則第８条の２第１号）

・搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品を分離するときは、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、適切な軌道への投入等ができる構造であること。

・宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等の全部又は一部に結合するときは、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさないよう、搭載前人工衛星等を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の離脱や飛散の防止等ができる構造であること。

- 搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品を計画的に分離する場合（搭載前人工衛星等と一部が連結された状態で分離される場合を含む。）は、計画的な分離の実施に必要な機器やシステムの構成を示すとともに、軌道上に分離される物体の大きさ及び形状(*1)を示しつつ、分離物体の面積質量比や軌道寿命等の特性から有人宇宙船等を含む他の人工衛星等の物体との衝突確率を評価し、それらに対して重大な支障を及ぼさない措置を講じた構造であることを示すこと。なお、分離される機器等が特定人工衛星に該当する場合には、特定人工衛星の管理に係る許可の申請が別途必要である。衝突確率の評価において、例えば軌道面が交差しない場合はそれを示すことで詳細な確率の導出を省略することができる。その際、衝突確率や分離条件については、国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準(*2)と同等となることを示すこと。

- 宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等へのドッキングやデブリ捕獲を実施する場合は、結合や捕獲時の衝撃により破片等が発生しないような措置を講じた構造であることを示すこと。結合時の衝突により破片等が発生する場合は、結合や捕獲対象以外の人工衛星等への影響を分析し、その運用に重大な支障を及ぼさないための措置を講じた構造であることを示すこと。

(*1) 搭載前人工衛星等と一部が連結された状態で機器又は部品が分離される場合においては、全体の形状

(*2) 参考：NASA-STD-8719.14　Process for Limiting Orbital Debris

6.2.　飛散防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

二　地球を回る軌道に投入する人工衛星等にあっては、次に掲げる仕組みが講じられていること。

イ　人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組み

ロ　略

四　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　第二号イ及びロに掲げる仕組みがなるべく講じられていること。

ロ　略

審査基準

２　地球を回る軌道に投入する搭載前人工衛星等（規則第８条の２第２号）

（１）飛散防止の仕組み（規則第８条の２第２号イ）

①　搭載前人工衛星等の分離展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない構造であること。

②　火工品等による燃焼生成物の放出については、必要最小限となるように配慮した構造であること。

４　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第８条の２第４号）

（１）飛散防止の仕組み及び異常時の破砕防止の仕組み（規則第８条の２第４号イ）

・搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法に照らして相当の理由がある場合を除き、上記２を実施すること。

（２）略

地球を回る軌道に人工衛星等を投入する場合にあっては、搭載前人工衛星等を構成する機器等の飛散を防ぐよう、以下(1)～(2)に掲げる措置を講じた構造とすること。なお、地球を回る軌道に人工衛星等を投入する場合以外の場合は、人工衛星等の利用の目的及び方法に照らして相当の理由がある場合は、当該措置を実施しなくてよい。

なお、同一試作機による試験結果を複数の実機システムに適用する場合は、それぞれの実機システムと試作機との差異を明らかにした上で、評価を行うこと。

(1) 搭載前人工衛星等の分離・展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない措置を講ずること。ただし、搭載前人工衛星等を運用する期間において分離・展開機構等の動作を行わない場合は、この限りでない。

- 分離・展開等において、搭載前人工衛星等本体の損傷又は分離・展開物そのものの損傷により、機器等が飛散しないこと。
- 分離・展開等における拘束解除機構については、例えば、火工品ボルト等による切断を行わない分離方法、アンテナや太陽電池パネル等の展開時の締結具等の放出を防止するボルトキャッチャ、溶断したテグスが容易に飛散しないように構造・配置等が考慮された溶断方法などの措置を講ずること。

(2) 火工品等による燃焼生成物に対して以下の措置を講ずるものとし、軌道上に放出され得る物体の大きさ及び材質を示すこと。ただし、火工品等を用いない搭載前人工衛星等は、この限りでない。

- 火工品による燃焼生成物の放出については、最大寸法で 1㎜ を超える燃焼生成物を地球周回軌道に放出しないこと。
- 固体モータについては、以下の対策を行うこと。
  - 静止軌道保護域に固形燃焼生成物の放出を避けるような措置とする。
  - 低軌道保護域を汚染し得る固形燃焼生成物の放出を避けるよう考慮した措置とする。

6.3. 異常時の破砕防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

二　地球を回る軌道に投入する人工衛星等にあっては、次に掲げる仕組みが講じられていること。

イ　略

ロ　人工衛星等の位置、姿勢又は状態の異常を検知したとき、当該人工衛星等の破砕を予防する仕組み

四　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する人工衛星等若しくは人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　第二号イ及びロに掲げる仕組みがなるべく講じられていること。

ロ　略

審査基準

2　地球を回る軌道に投入する搭載前人工衛星等（規則第８条の２第２号）

（１）略
（２）異常時の破砕防止の仕組み（規則第８条の２第２号ロ）
・搭載前人工衛星等の破砕を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する等の破砕を予防する機能を有する構造であること。

・ 搭載前人工衛星等において、搭載前人工衛星等が破砕に至る可能性を未然に検知して適切な対応をとる必要があるため、破砕に結びつくおそれのある搭載前人工衛星等の故障モードを明らかにした上で、それらの異常を検知できるよう必要な系統（姿勢制御系、推進系及び電源系等）の計測項目を監視する機能を有すること。計測項目の例としては以下が考えられる。ただし、原理的に内圧上昇が発生し得ない種類のバッテリ、確実に動作する安全弁を有するタンクやバッテリ又は想定される最大内圧に耐え得る構造強度を有するタンクやバッテリの場合は、この限りでない。
(1) タンク圧力異常を監視するための圧力センサ指示値、温度センサ指示値
(2) バッテリ異常を監視するための温度センサ指示値、端子電圧指示値
(3) 姿勢制御系異常を監視するための角速度等指示値

・ 異常時においても安全化を行うことができる措置を講じた構造（機械的構造、回路、仕組み又はソフトウェアのいずれの手段でもよい）であること。例えば、以下のような措置が考えられる。
(1) 残留液体推進薬及び残留高圧流体に関する措置
破砕を防止するため、具体的な対策としては、タンク圧力を監視して異常な内圧上昇が確認された場合に減圧するための噴射を行う機能を有すること、入熱による圧力上昇を考慮しても破砕の危険性がないような構造強度とすること、内圧の上昇を制限するための手段（リリーフ弁）を設けることが考えられる。
(2) バッテリ異常に関する措置
破砕を防止するため、具体的な対策としては、原理的に内圧上昇が発生し得ない種類のバッテリを選定すること、バッテリ内圧の上昇を制限するための手段（安全弁）を設けること、バッテリ状態監視機能に基づいて充電経路を永続的に遮断できる機能を有することが考えられる。充電経路の遮断後にバッテリを放電できる機能を有することが望ましい。
(3) 姿勢制御系異常に関する措置
破砕を防止するため、具体的な対策としては、搭載前人工衛星等の角速度を監視して、異常な角速度が確認された場合に角速度を低下させるために、リアクションホイールを停止すること、磁気トルカによるデタンブリングを行う機能を有すること等が考えられる。

6.4. 地球落下時の第三者損害防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

三　地球に落下する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる仕組みが講じられていること。

イ　空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組み

ロ　略

審査基準

3　地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第８条の２第３号）

（１）地球落下時の第三者損害防止の仕組み（規則第８条の２第３号イ）

・地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品が完全に燃焼する構造であること、又は十分に燃焼する等の結果、着地又は着水が予想される地点に対するリスクが国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となる構造であること。

（２）略

- 地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器又は部品が完全に溶融することを示すこと。又は、予定の自然落下における大気圏通過後の残存物による傷害予測数を計算し、特定人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン別紙「傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星等）」に示す国際的な水準と同等以下となることを示すこと。
- 分離物がある場合は、分離物に対しても評価を行うこと。
- 溶融解析を行う場合は、以下の点等を考慮すること。
  - 再突入物体の物理特性（形状、寸法、質量、材質等）
    特に高融点材料の材質を用いているものについては、留意すること。
  - 解析開始時点の軌道特性（高度、軌道傾斜角等）
  - 大気モデル
- 超小型衛星や CubeSat 等の溶融解析については詳細な検討を省略できる場合がある。詳細は特定人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン別紙「傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星等）」第６章を参照すること。

傷害予測数（*Ec*）の算出式を参考として以下に示す。

$$E_{C-Total} = \sum_i \sum_j E_{Cij}$$

$$E_{C_{ij}} = P_{I_{ij}} \left(\frac{N_{P_j}}{A_{P_j}} \right) \left(N_{F_i} A_{C_i} \right)$$

P_{Iij}：エリア j への落下物体 i の落下確率

A_{Ci}：落下物体 i の危険面積

N_{Fi}：落下物体 i の個数

N_{Pj}：エリア j の人口

A_{Pj}：エリア j の面積

出典：FAA Flight Safety Analysis Handbook ver1.0, September 2011

6.5. 地球外物質導入による地球環境悪化防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

三　地球に落下する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる仕組みが講じられていること。

イ　略

ロ　地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する仕組み

審査基準

3　地球に落下する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第８条の２第３号）

（１）略

（２）地球外物質導入による地球環境悪化防止の仕組み（規則第８条の２第３号ロ）

・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置した搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収する場合は、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する構造であること。

・　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置したものについては、申請時における最新の COSPAR 惑星保護方針又は当該方針を受けて各宇宙機

関が独自に制定した惑星保護規定（JAXA の「JMR-014　惑星等保護プログラム標準」を含む。）のいずれかに準拠した措置を講ずること。国際共同ミッションにおいて、参加機関間で合意された COSPAR の惑星保護方針準拠の惑星保護計画を有する場合は、その保護計画を適用することが可能である。

COSPAR 惑星保護方針
〈https://cosparhq.cnes.fr/scientific-structure/panels/panel-on-planetary-protection-ppp/〉

JMR-014　惑星等保護プログラム標準
〈https://sma.jaxa.jp/TechDoc/Docs/JAXA-JMR-014A.pdf〉

また、各国宇宙機関の惑星保護規定については、以下が参考になる。
〈https://planetaryprotection.nasa.gov/intpolicy〉

6.6.　他の天体の有害な汚染防止の仕組み

規則第八条の二（人工衛星等汚染等防止・安全基準）

四　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　略

ロ　当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。

審査基準

4　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品（規則第８条の２第４号）

（１）略

（２）他の天体の有害な汚染防止の仕組み（規則第８条の２第４号ロ）

・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、当該天体の有害な汚染を防止する構造であること。

・　地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する搭載前人工衛星等又は搭載前人工衛星等を構成する機器及び部品については、申請時におけ

る最新の COSPAR 惑星保護方針又は当該方針を受けて各国宇宙機関が独自に制定した惑星保護規定（JAXA の「JMR-014　惑星等保護プログラム標準」を含む。）のいずれかに準拠した措置を講ずること。国際共同ミッションにおいて、参加機関間で合意された COSPAR 方針準拠の惑星保護計画を有する場合は、その保護計画を適用することが可能である。

7. 変更の認定等

法第十八条の二（適合認定）

２　前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　搭載前人工衛星等の投入先又は配置先

三　搭載前人工衛星等の構造

四　その他内閣府令で定める事項

法第十八条の三（適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更）

前条第一項の適合認定を受けた者は、当該適合認定に係る人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に当該人工衛星等の投入先若しくは配置先又は構造を変更しようとするとき（当該発射前に人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があった場合において、当該人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第四号に掲げる事項に変更があったとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

申請書類に記載された内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の認定の申請又は届出のいずれかを行う必要がある。認定の申請と届出のいずれに該当するか明確に判断できない場合は、事前に事務局への相談を推奨する。

7.1. 変更の認定の申請

7.1.1. 変更の認定の申請の対象

法第 18 条の２第２項第２号又は第３号に関して変更を行う場合は、変更の認定の申請が必要である。ただし、7.2 項で示すように実質的な変更を伴わないものは除く。

7.1.2. 変更の認定の申請の具体的な例

・ 機器等の離脱、飛散に影響する設計・仕様変更

7.2. 変更の届出

規則第十八条の三（適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更の申請等）
４　法第十八条の三第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十八条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

7.2.1. 変更の届出の対象

以下のいずれかに該当する場合は、変更の届出が必要である。

・ 法第 18 条の２第２項第１号又は第４号に関して変更があったとき

・ 同項第２号又は第３号に関して実質的な変更を伴わないもの

7.2.2. 変更の届出の具体的な例

・ 法第 18 条の２第２項第１号について、適合認定を受けた者が個人の場合は婚姻等による氏名の変更や転居に伴う住所の変更、法人の場合は社名の変更や事務所の移転に伴う住所の変更

・ 同項第２号から第３号まで、宇宙空間の有害な汚染等の防止及び公共の安全の確保に影響を与えない事項の変更

・ 申請書類の誤記の訂正

8. 本ガイドラインの見直し

搭載前人工衛星等の構造に関する内容については、技術の進歩や国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸状況の変化を踏まえて、適切に見直しを行うものとする。